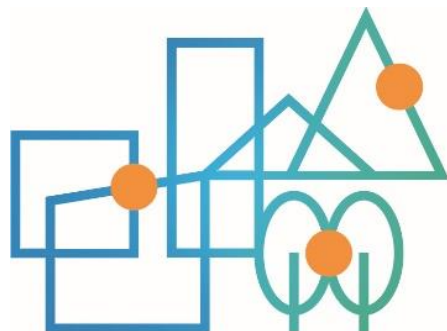


泉パークタウンエリア(紫山3・4丁目)にお住まいの方向け

令和8年度

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金

申請の手引き



脱炭素先行地域

【問合せ先】

もり みやこだつたんそ  
杜の都脱炭素センター ☎(022)745-2030

受付時間 月～金曜日の午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日及び年末年始(令和8年12月29日～令和9年1月3日)はお休み

ホームページ <https://sendai-zero-carbon.jp>



【申請書等の提出先】

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル

株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

令和8年5月

仙台市環境局先行地域推進室

(第2版)

※ 補助金のうち「既存住宅断熱改修」は、別に「申請の手引き」をご用意していますので、そちらを確認してください。

## 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金を申請される皆様へ

この補助金の活用を検討される方は、以下の点を十分に確認した上で、交付申請してくださいようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が本市に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 本市の補助金交付決定の日より前に、補助対象事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。  
ただし、やむを得ず交付決定の日よりも前に事業に着手しなければならない場合で、「事前着手届出書」(様式第3号)を提出の上、不備がないことを本市が確認した場合は、この限りではありません。
3. この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。  
なお、本市は必要に応じて、取得設備の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
4. 取得設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」(様式第12号)を本市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、本市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。
5. 本市は、補助金の交付決定を受けた者及び交付を受けた者に対し、再エネ発電量やCO2削減量等に関するアンケートについて協力を求めることがあります。

## 目次

1. 目的	- 1 -
2. 補助金申請の流れ	- 2 -
3. 交付対象者	- 3 -
4. 補助対象事業等	- 4 -
(1) 補助対象事業	- 4 -
(2) 補助対象設備	- 4 -
(3) 事業者届出制度について	- 4 -
【コラム① 再エネ100%電力について】	- 5 -
5. 補助金プラン	- 6 -
【コラム② デマンド・レスポンス(DR)について】	- 8 -
6. 補助対象設備の要件	- 9 -
7. 補助対象経費	- 13 -
8. 補助金額	- 16 -
9. 交付申請等の受付・提出期間	- 16 -
(1) 交付申請の受付期間・提出先	- 16 -
(2) 実績報告書の提出期間・提出先	- 17 -
(3) 補助金交付請求書の提出期間・提出先	- 17 -
10. 代理受領制度	- 18 -
(1) 概要	- 18 -
(2) 手続きの流れ	- 18 -
11. 交付申請に必要な書類	- 19 -
(1) 必要書類一覧	- 19 -
(2) 書類作成時の確認事項	- 21 -
(3) 交付申請書(居住者が申請する場合)の記入方法	- 25 -
(4) 交付申請書(初期ゼロ事業者が申請する場合)の記入方法	- 30 -
【参考】供給地点特定番号の確認方法(DRに参加する場合は必ず確認してください)	- 35 -
(5) 事業計画書の記入方法	- 37 -
12. 実績報告に必要な書類	- 41 -
(1) 必要書類一覧	- 41 -
(2) 書類作成時の確認事項	- 42 -
(3) 実績報告書の記入方法	- 46 -
13. 補助金の交付	- 52 -
14. 取得財産の管理・処分	- 53 -
15. 自家消費割合の報告	- 53 -
16. 再エネ100%電力契約状況の報告	- 53 -
17. 補助事業完了後の市への協力	- 53 -
18. 添付する写真撮影時の注意点	- 54 -

## 1. 目的

本市は、令和3年3月に「2050年ゼロカーボンシティ」の宣言を行うとともに、「仙台市地球温暖化対策推進計画」(令和6年3月改定)において、令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で55%以上とする削減目標を設定し、市民・事業者の皆さまと協働して「脱炭素都市づくり」の取り組みを進めています。

このような中、令和5年11月、本市は、脱炭素・カーボンニュートラルを目指す全国のモデルとなる地域を、環境省が全国で少なくとも100か所選定する「脱炭素先行地域」に選ばれました。

本市の「脱炭素先行地域」は、「109万市民の“日常”を脱炭素化～「働く人」「暮らす人」「訪れる人」が豊かな時間を過ごせる“新たな杜の都”～」をテーマに、定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)、東部沿岸エリアを対象地域として、令和6年度から令和12年度まで脱炭素に資する様々な取組を展開します。

このうち、泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)では、太陽光パネルの導入や断熱改修等による「住宅の脱炭素リノベーション」に取り組むこととしており、住民の皆さまの設備導入等を支援することを目的として、令和6年度から令和10年度までの5年間、国の交付金を活用した補助事業を実施します。

補助金の申請にあたっては、本事業の趣旨を十分にご理解いただいた上で、「令和8年度 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金 申請の手引き」(以下「本手引き」という。)のほか、関連する以下の資料を必ず確認してください。

- 仙台市補助金等交付規則
- 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下「国実施要領」という。)

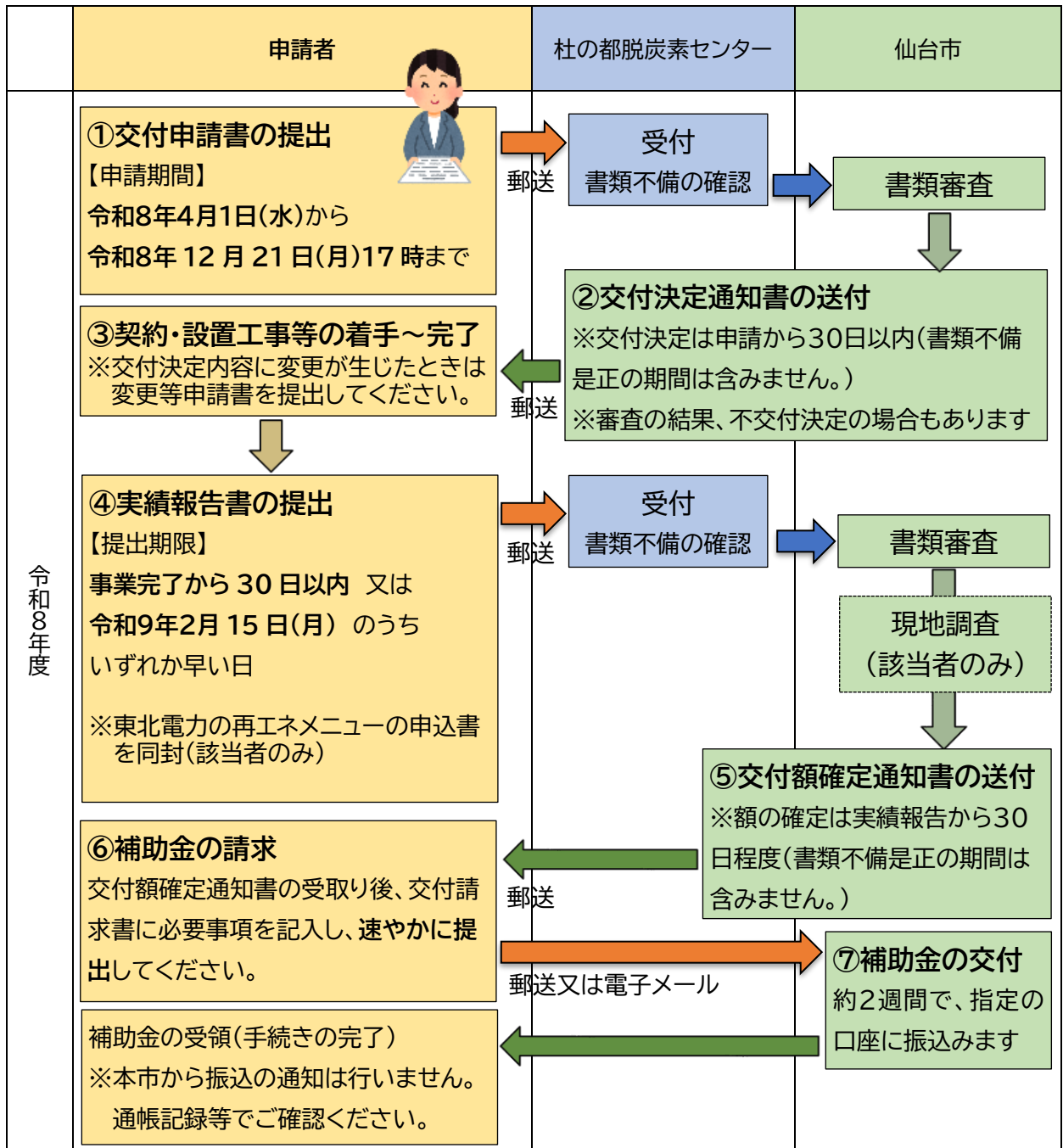
※本市の「脱炭素先行地域」の取り組みについては、以下のリンクをご参照ください。

URL: <https://www.city.sendai.jp/ondanka/senkoutiiki.html>

2. 補助金申請の流れ

# 補助申請期間（令和8年度）

令和8年4月1日（水）～令和8年12月21日（月）



※代理受領制度を利用する場合は本手引きP.18「10.代理受領制度」をご参照ください

Q 交付決定の前に着手(契約・着工)した場合は、補助対象にはならないのでしょうか。  
 A 原則、対象とはなりません。ただし、工期の関係などでやむを得ず交付決定の前に事業に着手(契約・着工)する場合は、着手前に「事前着手届出書」(様式第3号)を提出し、確認を受けてください。なお、事前着手した場合でも、速やかに交付申請書を提出してください。

Q 申請手続きを事業者に代行してもらうことはできますか。

A 事業者による申請の代行ができます。ただし、事業者が申請手続きを代行する場合であっても、申請者・補助金交付先は導入設備を使用する方です(初期費用ゼロサービスを除く)

### 3. 交付対象者

この補助金の交付対象者は、次のとおりです。

- ・ 仙台市泉区紫山3丁目・4丁目に所在する住宅(以下「対象住宅」という。)に居住する方  
または
- ・ 対象住宅で「初期費用ゼロサービス」を提供する事業者(以下「初期ゼロ事業者」という。)

ただし、以下のことに反している場合は、交付対象者となりません。

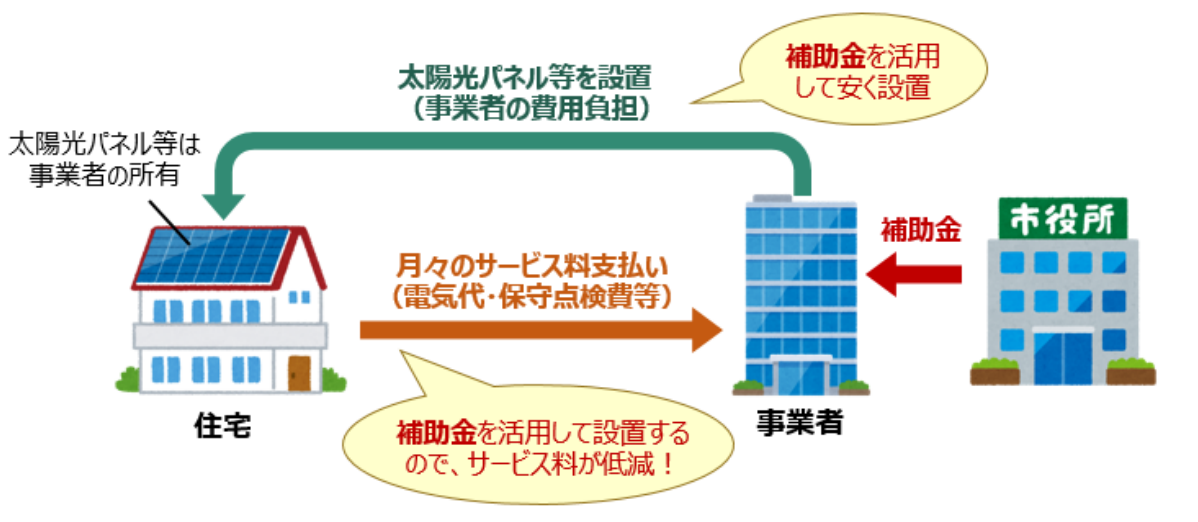
- ・ 法令、条例、規則、要綱又はこれらに基づく指示に反する行為を行わないこと
- ・ 暴力団等と関係を有していないこと
- ・ 本市の市税を滞納していないこと
- ・ 導入設備について、この補助金のほかに国又は本市が実施する補助の交付を受けていないこと

Q 「初期費用ゼロサービス」とは何ですか。

A 太陽光パネル等については、ご自身で設備を所有する場合と、事業者が初期費用を負担して設備を設置し、住民の方は月々のサービス料金等支払う「初期費用ゼロサービス」があり、今回の補助金はいずれの導入方法でも補助の対象となります。

なお、「初期費用ゼロサービス」を利用する場合は、市から初期ゼロ事業者に補助金を交付し、その補助金分を月々のサービス料金等から差し引くこととなります。なお、サービス期間は一般的に10～15年程度で、期間終了後はお住まいの方に設備が無償譲渡されます

初期費用ゼロサービスは、大きく分けて「電力販売契約(PPA)」と「リース契約」があり、主な特徴や事業の仕組みは以下のとおりです。



## 4. 補助対象事業等

### (1) 補助対象事業

事業実施期間が、令和8年4月1日(水)から令和9年2月15日(月)までの、以下の全ての要件を満たす事業が補助の対象となります。(なお、上記期間の前に着手(契約又は着工のいずれか)した場合や、上記期間内に事業が完了しない(事業者への支払い完了又は完工のいずれか)場合、交付申請等の手続きを行わない場合は、補助対象外となります(年度をまたいだ事業は補助対象外です))。

- ① 仙台市泉区紫山3丁目・4丁目で実施するものであること。
- ② 要綱に定める設備を導入するものであること。
- ③ CO2排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑤ 商用化され、導入実績がある設備であること(中古設備は、原則、対象外)。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとすること。
- ⑧ 事業に関する契約相手方について、原則として2者以上の見積り合わせにより選定すること。
- ⑨ 原則として、本市に事業実施の届出を行った事業者によるものであること。
- ⑩ 初期費用ゼロサービスについては、本市が定める要件を満たすものであること。
- ⑪ 原則として、同一対象住宅における同一種類の設備について、1度もこの補助金の交付を受けていないこと。
- ⑫ 事業を実施した対象住宅の使用電力を、再エネ100%電力にすること(補助金の交付を受けた年度の翌々年度までに切り替え)。

### (2) 補助対象設備

補助対象設備	
再エネ設備整備	太陽光発電設備(ソーラーカーポートを含む)
基盤インフラ整備	蓄電池(家庭用蓄電池)
	HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)
省CO2等設備整備	高効率給湯器(自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))
	既存住宅断熱改修 ※詳細は別に用意している手引きをご覧ください

### (3) 事業者届出制度について

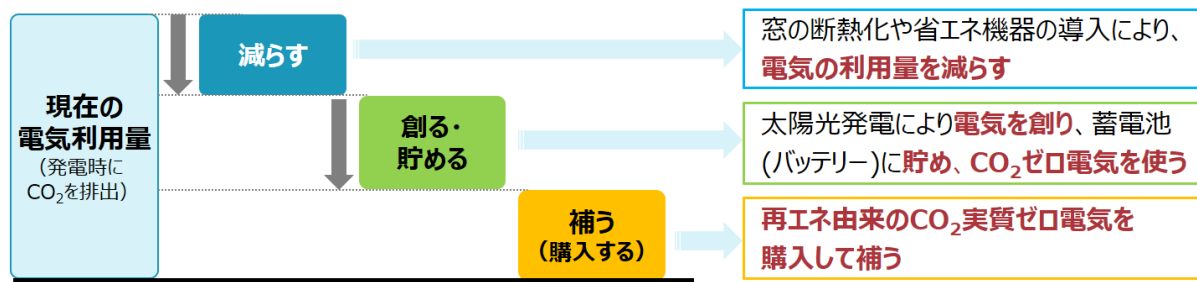
泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)において補助金を活用して実施する設備の導入は、以下のことを踏まえ、事業者届出制とします。本手引きの4(1)⑨に記載のとおり、未届け事業者による設備の導入は、原則として補助対象外となります。届出済事業者の一覧は「社の都脱炭素センター」のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

#### 【届出制とする目的】

- ① 需要家の安心の確保 : 悪質な訪問販売事業者等による勧誘の防止
- ② 事業の着実な推進 : 事業趣旨及び補助制度を熟知した担い手による事業の着実な推進

## 【コラム① 再エネ 100%電力について】

「脱炭素先行地域」では、対象地域のご家庭の電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>の排出を、令和12年度(2030年度)までに実質ゼロとする必要があります、以下のイメージでこれを実現します。

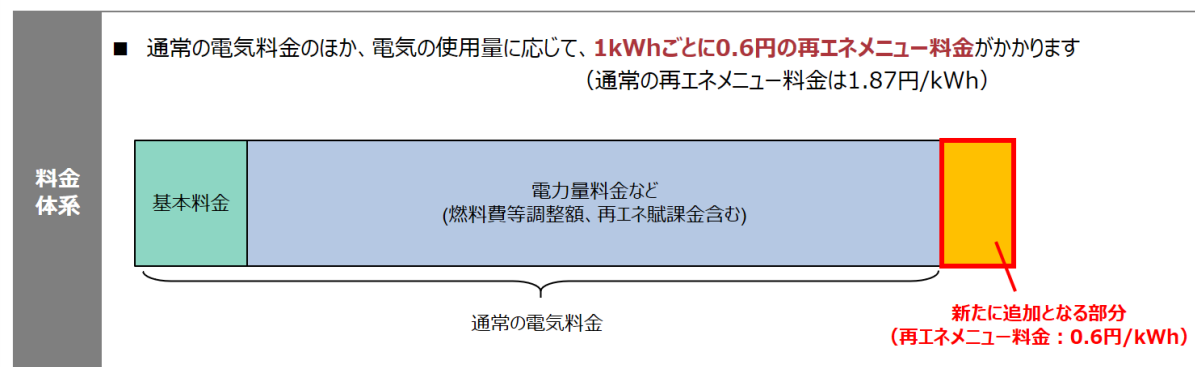


この補助金では、上記の「減らす」(省エネ)、「創る・貯める」(再エネ)のために必要な設備の導入を支援します。

しかしながら、ご家庭で使う電気を全て再エネ等で賄うことは難しいことから、上記の「補う」ことが必要となり、このためには、電力会社が提供する「再エネメニュー」と呼ばれるものを契約することになります。

本手引きの4(1)⑫に記載のとおり、この補助金を活用して設備を導入した場合は、設備導入年度の翌々年度4月までに「再エネメニュー」に切り替える必要があります(例:令和8年度に設備を導入→令和10年4月から適用)。

「再エネメニュー」については、通常の電気料金に再エネ分の料金が上乗せされることから、一般的には通常よりも割高となりますが、本市と東北電力が連携し、「脱炭素先行地域」限定の「再エネメニュー」を創設しました。メニューの料金体系や契約条件は次のとおりです。



条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東北電力と電気の契約を結んでいること</li> <li>■ 対象の電気料金プランを契約していること</li> <li>■ 会員Webサービス「よりそうe ねっと」に登録し、ご利用明細サービスを利用していること(無料)</li> </ul>
	<p>※ 申込時点で満たしていない場合、東北電力より連絡することがあります</p> <p><b>【対象の電気料金プラン】</b> よりそう+e ねっとバリュー、よりそう+ファミリーバリュー、よりそう+スマートタイム、よりそう+おひさまeバリュー、よりそう+ナイト&amp;ホリデー、よりそうCスノー&amp;ホーム、よりそうB季節別電灯、よりそうB動力プラン、よりそうB季節別電力、よりそうB総合高稼働</p> <p>※ 現時点で以下のプランに契約している方も対象となります(新規受付は終了しています) よりそう+ナイト8、よりそう+ナイト10、よりそう+ナイト12、よりそう+ナイトS、よりそう+シーズン&amp;タイム、よりそう+サマーセーブ、時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯S、ピークシフト季節別時間帯別電灯、季節別高負荷率電灯、<u>低圧季節別時間帯別電力</u>、<u>低圧高稼働契約</u></p>

補助金を活用して設備を導入した後に、東北電力の「再エネメニュー」の契約を希望する場合は、補助金の実績報告書とともに、申込書を提出する必要があります。

※ 東北電力は、本市「脱炭素先行地域」の連携事業者として、取り組みの推進に協力しています。

※ 東北電力以外の小売電気事業者が提供する再エネメニューの契約も可能です。

## 5. 補助金プラン

この補助金は、東北電力が実施するデマンド・レスポンス(DR)への参加の有無や導入する設備の組合せによって、以下の補助金プランがあり、それぞれで補助上限額等が異なります。

【太陽光発電設備がソーラーカーポート以外の場合】

推奨	補助対象設備等		補助率	補助上限額
	太陽光パネル	必須 (設置済の場合、新規購入不要)		
<b>再エネ有効活用 (DR) プラン</b> <small>※DRへの参加と東北電力との電気契約が必須です ※DRの制御が可能な機器を導入する必要があります</small>	蓄電池(バッテリー)	必須 (太陽光パネルとの接続が必須)	2/3	補助上限額なし
	HEMS	必須		
	エコキュート	任意 (太陽光パネルとの接続が必須)		
	V2H	任意 (太陽光パネルとの接続が必須) ※2027年度より補助開始予定。他の設備と時期を分けて申請可能	2/3	120万円/戸
	断熱改修	任意		

<b>太陽光パネル・蓄電池 セットプラン</b> <small>※DR参加なし</small>	補助対象設備等		補助率	補助上限額
	太陽光パネル	必須 (設置済の場合、新規購入不要)		
	蓄電池(バッテリー)	必須 (太陽光パネルとの接続が必須)	2/3	合計250万円/戸
	HEMS	任意		
断熱改修	任意	2/3	120万円/戸	

<b>太陽光パネルのみ プラン</b> <small>※DR参加なし</small>	補助対象設備等		補助率	補助上限額
	太陽光パネル	必須		
	断熱改修	任意	2/3	120万円/戸

※断熱改修のみを実施する場合も補助対象となります

Q DRに参加しなくても補助の対象となりますか。

A DRに参加しない場合も補助の対象となりますが、「太陽光パネル・蓄電池セットプラン」「太陽光パネルのみプラン」は一定の補助上限額があるほか、エコキュート及び V2H は補助対象外となります。

Q 太陽光パネル、蓄電池、HEMS、エコキュートの導入は、補助金の対象期間内であれば、同時でなくても、その都度補助金が交付されますか。

A 段階的に導入する場合も、その都度補助の対象となります。ただし、その都度、導入する設備の内容に応じた補助金プランの上限額が適用されます。また、下記のようなケースでは、累積の補助金交付額を踏まえた補助上限額を適用し、補助額を計算します。

(例)1年目に太陽光パネル(180万円)、2年目に蓄電池・HEMS(270万円)を導入する場合

[1年目]適用プラン:太陽光パネルのみプラン

補助額:180万円×3/5=108万円

[2年目]適用プラン:太陽光パネル・蓄電池セットプラン

補助上限額:142万円(250万円(プランの上限額)−108万円(1年目補助額)=142万円)

補助額:142万円(270万円×2/3=180万円→補助上限額超過のため、補助額は142万円)

Q 太陽光パネルのみを導入する場合も補助の対象になりますか。

A 太陽光パネルのみ導入する場合も対象となりますが、補助率 3/5、補助上限額 120 万円となります。太陽光パネルで発電した電気を可能な限りご自宅で消費していただくことが、本事業の目的のひとつですので、蓄電池(バッテリー)の導入もぜひご検討ください。

Q 蓄電池のみを導入する場合も補助の対象になりますか。

A 既設の太陽光パネルがある場合、蓄電池のみを導入する場合には、導入する蓄電池太陽光パネルを連結させることを条件に「太陽光パネル・蓄電池セットプラン」の補助対象になります。補助率は 2/3、補助上限額は 250 万円です。

【太陽光発電設備がソーラーカーポートの場合】

ソーラーカーポート プラン	補助対象設備等		補助率	補助上限額
	ソーラーカーポート	必須	2/3	合計300万円/戸
	蓄電池(バッテリー)	必須 (太陽光パネルとの接続が必須)		
	HEMS	任意		
補助対象設備等		補助率	補助上限額	
ソーラーカーポート	必須	3/5	150万円/戸	

※断熱改修のみを実施する場合も補助対象となります

※補助の対象となる設備費・工事費等に対し、表に記載の補助率を適用します

Q ソーラーカーポートを導入する場合、DRに参加できますか。また、エコキュートに対する補助金はどうなりますか。

A DRに参加可能です。エコキュートの補助については上記の補助上限額とは別に補助率 2/3、補助上限額なしとなります。なお、DR(東北電力が実施する遠隔制御)が可能な蓄電池、HEMSの導入が必要です。

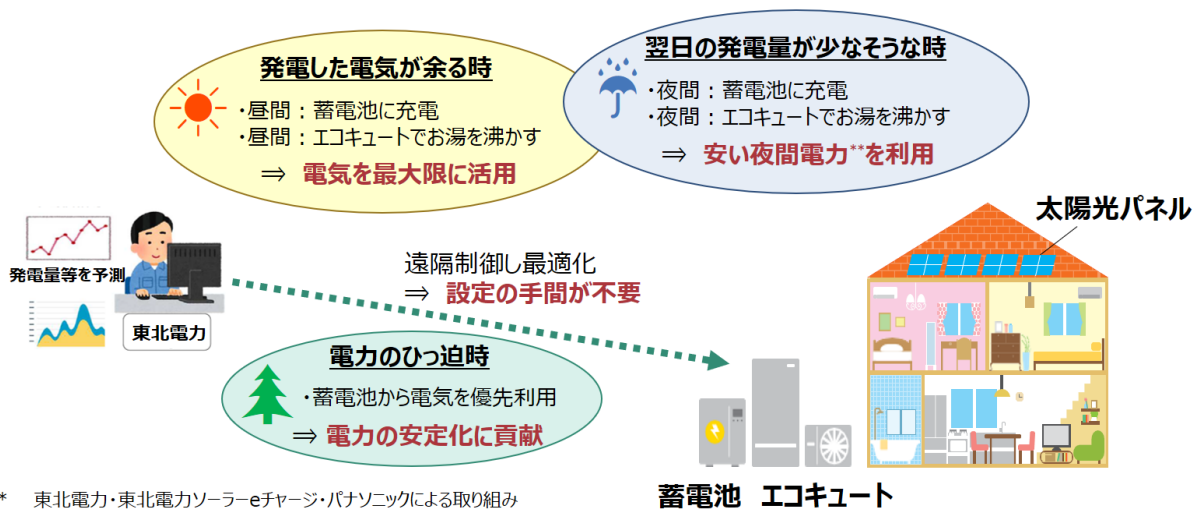
## 【コラム② デマンド・レスポンス(DR)について】

DRとは、太陽光発電による電気を効率的に活用する仕組みで、将来の脱炭素社会を実現するためには、各家庭においても取り組むことが重要とされています。

既に、泉パークタウン「朝日」では取り組みが始まっており、これを既存の住宅にも展開するため、この補助金では、DRに参加する場合に最も補助が手厚くなるような制度としています。

取り組みの内容としては、東北電力と契約している方を対象に、東北電力が、ご家庭の電気機器（蓄電池やエコキュート等）を遠隔で制御します。普段どおりの生活で、太陽光で発電した電気を最大限に活用でき、環境と家計にやさしい暮らしとまちづくりを実現します。参加者には参加報酬（ポイント等）が付与されます。

### 【取り組みのイメージ】



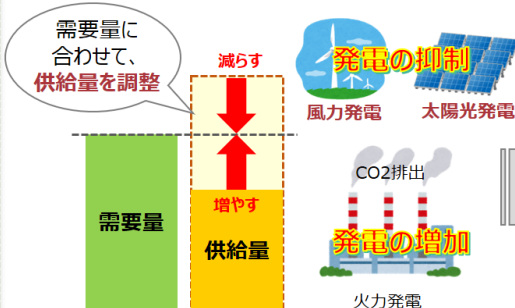
\* 東北電力・東北電力ソーラーeチャージ・パナソニックによる取り組み  
\*\* 東北電力「よりそう+スマートタイム」、「時間帯別電灯」契約等の場合

### 【DRの必要性】

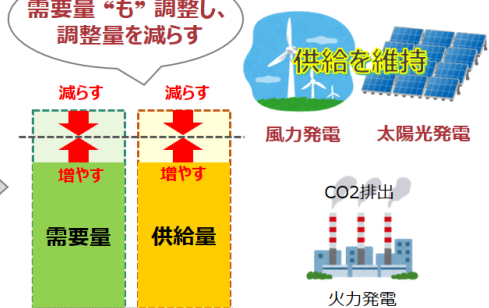
基本的な  
考え

- 電力全体の需給バランスが崩れると、大規模な停電を起こす危険性があります  
→ 「**需要量と供給量を合わせる**」ことが重要です
- これまでは、供給量の調整（太陽光発電の停止や火力発電量の増減）が中心でした  
→ これからは、供給量に合わせて**需要量を調整し、再エネの最大限活用とCO<sub>2</sub>排出量の低減を図ることが重要**です

【これまで】



【これから】



課題

- ・電気が余る⇒ 太陽光発電等を停止⇒ **再エネ活用が不十分**
- ・電気が不足⇒ 火力発電で調整 ⇒ **CO<sub>2</sub>の排出増加**

解決

- ・再エネの安定稼働
- ・CO<sub>2</sub>の排出抑制

**みなさまのご協力が脱炭素社会の実現につながります**

各ご家庭は、電気の利用者（需要）であると同時に太陽光で発電（供給）する側となります  
⇒ DRに取り組むことで、**社会全体の電力供給の安定化と、再生可能エネルギーの普及拡大**につながります

## 6. 補助対象設備の要件

補助対象設備ごとの主な要件は以下のとおりです。詳細は、国実施要領別紙1のとおりです(「既存住宅断熱改修」は、別に「申請の手引き」をご用意していますので、そちらをご確認ください)。

(注):★のついている設備は、DRに参加する場合に対象メーカー・機器型番が指定のものとなります。なお、HEMS については、パナソニック製及びシャープ製蓄電池を設置する場合のみ、機器が指定されます。詳しい機器のリストは、以下の東北電力ホームページをご確認ください。

・蓄電池、HEMS:

[https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/sb\\_list.pdf](https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/sb_list.pdf)

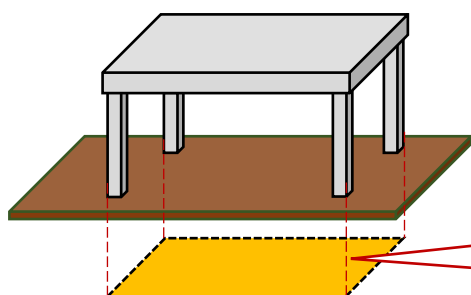
・エコキュート:

[https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/eq\\_list.pdf](https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/eq_list.pdf)

補助対象設備	補助の要件
太陽光発電設備 (太陽光パネル) (ソーラーカーポートを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく固定価格買取制度(FIT制度)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</li> <li>・ PPA の場合、PPA 事業者(需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</li> <li>・ リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</li> <li>・ 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。</li> <li>・ ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分(架台等)は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</li> </ul> <p>&lt;補助対象外経費の代表例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の整備費</li> <li>・ 既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費</li> <li>・ 建築確認申請費用</li> </ul>

【参考】ソーラーカーポートの設置に必要な行政手続きについて

行政手続き	手続きが必要な行為	手続きの窓口	補足
建築確認申請	10㎡※を超える増築	各指定確認検査機関 又は 仙台市建築審査課	工事着手前に確認済証の交付を受けること。 法定審査期間：7日（訂正期間は除く）
地区計画の届出	増築	泉区街並み形成課	工事着手の30日前に届出を行うこと。



※ 原則として自動車車庫の用途に供する面積（庇の水平投影面積）になりますが、各確認検査機関等に個別にご確認ください

10㎡を超える場合  
確認申請必要

補助対象設備	補助の要件
蓄電池★ (バッテリー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</li> <li>・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</li> <li>・ PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。)。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</li> <li>・ リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</li> </ul>

<p>蓄電池★ (バッテリー)</p>	<p>【家庭用蓄電池(20kWh 未満):以下の全てを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蓄電池パッケージ <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</li> <li>※ 初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</li> <li>※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</li> </ul> </li> <li>・ 性能表示基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</li> </ul> </li> </ul> <p>(a) 初期実効容量</p> <p>製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、JIS C 4413 を参照すること)</p> <p>(b) 定格出力</p> <p>定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。</p> <p>(c) 保有期間</p> <p>法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>(d) 廃棄方法</p> <p>使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。</p> <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(e) アフターサービス</p> <p>国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蓄電池部安全基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。</li> </ul> </li> <li>・ 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。</li> <li>※ JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</li> </ul> </li> <li>・ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)</li> </ul>
-------------------------	---

<p>蓄電池★ (バッテリー)</p>	<p>蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。</p> <p>・ 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※ 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。</p> <p>※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※ JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
<p>HEMS★ (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)</p>	<p>・ 次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む)が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>(b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。</p> <p>※ (一社)エコネットライトコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証番号を取得している機器であり、以下のいずれか又は両方の要件を満たすものを選定すること。</p> <p>・ 空調、照明、給湯設備等のいずれかひとつ以上の電力使用量を計測、表示できること(太陽光の発電量、売電量、住宅全体の電力使用量のみを計測するものは、対象としない)。</p> <p>・ 空調、照明、給湯設備等のいずれかひとつ以上を制御できること。</p>
<p>高効率給湯器★ (自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))</p>	<p>・ 従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。</p>

## 7. 補助対象経費

この補助金で対象とする経費は、補助対象設備購入に係る費用のほか、設備の整備に必要な経費について、必要最小限度の範囲に限り補助対象となります(対象の経費は、工事費、設備費、業務費、事務費です。詳細は、本手引き P.14「【参考】補助対象経費の費目等」をご覧ください)。

なお、消費税・地方消費税は、補助対象経費から除きます。

また、補助対象外の設備の例は以下のとおりですが、判断に迷う場合は、交付申請前に必ず確認してください。

### 【補助対象外経費の例】

- ・ 現時点で実証段階の技術や設備の導入費用(例:ペロブスカイト太陽電池)
- ・ 商用化されていない設備や中古設備の導入費用
- ・ 既に設置されている(されていた)設備の撤去費用及び処分費用
- ・ 工事に伴う産業廃棄物の処分費用
- ・ 設備の設置に伴う電力会社への系統連系申込に要する事務手数料
- ・ 導入した設備の保守管理費(故障時の修繕費用を含む。)やメーカー保証料

Q 対象設備の増設や更新の場合は申請できますか。

A 増設や既存設備の交換も補助対象になりますが、既存設備の撤去・処分費用は補助対象外となります。

Q 補助金を活用して購入した太陽光パネルが故障したが、その修繕・改修は補助の対象となりますか。

A 太陽光パネルに限らず、補助金を活用して購入した設備の設置後の故障等について、修繕等の費用は補助の対象外です。故障等が発生した場合は、設備の保証内容などを確認し、メーカーや設置事業者にご相談ください

Q 既存住宅の屋根部に太陽光発電設備を設置しようと思いますが、施工業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか。

A 既存住宅の屋根補強費用については、補助対象になりません。

【参考】補助対象経費の費目等

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35 万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

区分	費目	細分	内容
工事費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事中用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

## 8. 補助金額

交付する補助金の額は、補助対象設備ごとの補助対象経費に、本手引き「5. 補助金プラン」に記載の補助率を適用して算出し、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

なお、宮城県の補助金は国の予算を財源としていない場合に限り併用できますが、その場合は、当該補助額を差し引いた後に、補助金額を計算します。

※ 国及び本市の他の補助金との併用はできません。

※ 宮城県の「スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金」について、抽選などにより当該補助金の交付を受けられなかった場合でも、本補助金の交付決定額は変更しません。

## 9. 交付申請等の受付・提出期間

補助金の交付を受けるには、①交付申請書、②実績報告書、③請求書の提出が必要です。受付・提出期間内に必要書類を添えて、**杜の都脱炭素センター**(③請求書のみ仙台市環境局先行地域推進室)まで提出してください。書類に不備がある場合、提出された書類に記載の連絡先へ、ご連絡します。

### (1) 交付申請の受付期間・提出先

受付期間	令和8年4月1日(水)から令和8年12月21日(月)まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※ 提出する書類については、本手引きの「11. 交付申請に必要な書類」をご確認ください。

### 【注意点】

- ・ 事業着手前に交付申請書を提出してください。ただし、事前着手届出書(様式第3号)を提出の上、不備がないことを本市が確認した場合は、この限りではありません。
- ・ 申請を受理してから30日以内に審査(書類、必要に応じて現地確認)を行い、交付決定・不交付決定を申請者本人宛てに通知します。なお、書類是正に要する期間は30日に含まれません。
- ・ 申請書類に修正を加える際は、申請者本人の訂正印(申請書に押印した印鑑)が必要です。修正液や修正テープ、手続代行者の訂正印では訂正できません。ただし、軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書類の「捨印」欄への押印にご協力ください。
- ・ 市税納付状況確認で市税の完納を確認できなかった場合は、「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります。未納となっている市税があれば納付のうえ、最寄りの区役所又は総合支所で「市税の滞納がないことの証明書」(一通300円の手数料が必要です)の交付を受けて、仙台市環境局先行地域推進室に提出してください。
- ・ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、交付申請書類のコピーを保管してください(実績報告書も同様です)。

(2) 実績報告書の提出期間・提出先

提出期間	補助対象事業が完了した日から起算して30日以内、又は2月15日(月)のいずれか早い期日まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※ 提出する書類については、本手引きの「12. 実績報告に必要な書類」をご確認ください。

※ 事業者への支払いの完了又は完工のいずれか遅い日が「完了日」となります。

(3) 補助金交付請求書の提出期間・提出先

提出期間	本市から補助金交付額確定通知書(様式第10号)が届き次第、早急に提出
提出先	請求書は電子メールまたは郵送で提出できます(可能な限り早くお支払いするため、電子メールによる提出にご協力ください)。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">【注】請求書の提出先は「杜の都脱炭素センター」ではありません！</div> 電子メール：zerocarbon@city.sendai.jp 電話番号：022-214-5377 住所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階 仙台市環境局先行地域推進室 あて

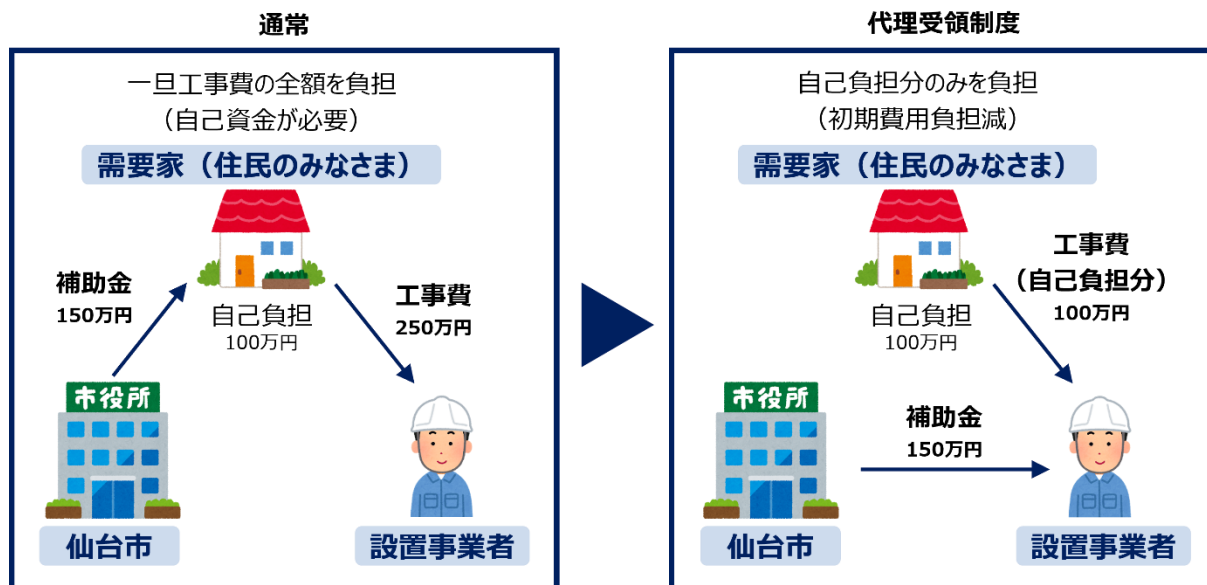
※ 請求書を郵送する場合は、投函後に電話でのご連絡をお願いします。

※ 補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。口座の名義や番号を確認できる通帳の写しなどを添付してください。なお、申請者以外の名義の口座には振り込むことができません(本手引きのP.52の記入例をご参照ください)。

※ 代理受領制度を利用する場合は委任された者(設備設置業者)から「代理受領に係る補助金交付請求書(様式第15号)」を提出してください。

## 10. 代理受領制度

### (1) 概要



設備導入費用を一時的に全額用意する負担を軽減するため、補助相当額を市から設備設置業者に直接支払う「代理受領制度」を設けています。同制度を利用する場合には、以下のとおり手続きを行ってください。

### (2) 手続きの流れ

#### ① 交付申請時

交付申請に必要な書類のほか、「代理受領事前届出書(様式第 12 号)」を提出

#### ② 事前届出の内容に変更が生じた場合

補助事業が完了するまでに、「代理受領事前届出変更(中止)届出書(様式第 13 号)」を提出

#### ③ 実績報告時

実績報告に必要な書類のほか、「代理受領委任状(様式第 14 号)」を提出

#### ④ 補助金の交付額確定後

補助事業者が交付確定通知書の受領後、委任された者(事業者)から「代理受領に係る補助金交付請求書(様式第 15 号)」を提出

## 11. 交付申請に必要な書類

### (1) 必要書類一覧

○:全員提出が必要 △:該当者のみ提出が必要 -:提出不要

No.	書類名	補助対象設備				チェック
		太陽光 発電設備	蓄電池	HEMS	エコ キュート	
1	補助金交付申請書(様式第1号)	○	○	○	○	□
2	事業計画書(様式第2号) ※事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類も添付すること	○	○	○	○	□
3	【申請者が住宅の居住者の場合】 住民票 【申請者が初期ゼロ事業者の場合】 直近の会計年度の財務諸表(損益計算書、 貸借対照表)	○	○	○	○	□
4	住宅の住所及び所有者が確認できる登記 事項証明書	○	○	○	○	□
5	【住宅所有者と設備の利用者が異なる場合】 住宅所有者が事業実施に同意していること が分かる書類	△	△	△	△	□
6	【補助対象事業に係る設備利用者がDR/ VPP事業に参加する場合】 供給地点特定番号の分かる書類	△	△	△	△	□
7	【市税納付状況確認に同意しない場合】 市税の滞納がないことの証明書	△	△	△	△	□
8	補助対象経費が把握できる見積書等 (原則として2者以上のもの)	○	○	○	○	□
9	【2者以上の見積りにより難しい場合】 理由書	△	△	△	△	□
10	CO2削減効果の算定根拠資料	○	-	-	○	□
11	予定工程表	○	○	○	○	□
12	【申請者が初期ゼロ事業者の場合】 ・サービス利用者との契約書等の写し ・サービス料金から補助金額相当分が控除 されていることが分かる書類 ・本事業により導入した設備等について法 定耐用年数期間満了まで継続的に使用す るために必要な措置等を証明できる書類	△	△	△	△	□

No.	書類名	補助対象設備				チェック
		太陽光 発電設備	蓄電池	HEMS	エコ キュート	
13	補助対象設備の仕様書又はカタログ	○	○	○	○	□
14	補助対象設備の設置図	○	○	○	○	□
15	施工前の写真	○	○	○	○	□
16	年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料	○	—	—	—	□
17	蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類	—	○	—	—	□
18	既に設置している給湯機器の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真	—	—	—	○	□
19	その他市長が必要と認める書類	△	△	△	△	□

## (2) 書類作成時の確認事項

## 【共通】

No.	書類名	確認事項
1	補助金交付申請書(様式第1号)	本手引きの「11(3)及び(4) 交付申請書の記入方法」をご確認ください。 ※申請者が住宅の居住者の場合と初期ゼロ事業者の場合で、様式が異なりますので、ご注意ください。
2	事業計画書(様式第2号) ※補助対象経費が確認できる書類も添付	申請する設備ごとに経費等を記載してください。 なお、複数の設備を導入する場合に共通で必要となる費用については、合理的な方法で按分してください(見積書等で、按分の方法が分かるようにしてください)。 ・事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付してください(「杜の都脱炭素センター」ホームページに掲載している参考様式を使用することもできます)。 ・経費については提出する No.8 の見積書と、CO2 排出削減量等についてはNo. 10 の根拠資料と、それぞれ合っているか確認してください。
3	【申請者が住宅の居住者の場合】 住民票 【申請者が初期費用ゼロ事業者の場合】 直近の会計年度の財務諸表(損益計算書、 貸借対照表)	・住民票の写し(コピー不可)は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、発行日から 3 か月以内のものをご用意ください。 ・直近の会計年度の財務諸表については、同一年度内に複数の事業を申請する場合は、当該年度の2件目以降の申請時は提出不要とします。
4	住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書	発行日から 3 か月以内の登記事項証明書は原本をご用意ください(登記情報取得サービスから印刷したものは不可)。
5	【住宅所有者と設備の利用者が異なる場合】 住宅所有者が事業実施に同意していることが分かる書類	書類記入日、居住者と所有者の署名押印、所有者の同意事項(導入設備の内容等)を必ず記入してください。 「杜の都脱炭素センター」ホームページに掲載している参考様式を使用することもできます。
6	【補助対象事業に係る設備利用者がDR/ VPP事業に参加する場合】 供給地点特定番号の分かる書類	東北電力「よりそう e ネット」の該当画面や検針票のコピー等を提出してください。 確認方法は、本手引きの P.35 をご覧ください。
7	【市税納付状況確認に同意しない場合】 市税の滞納がないことの証明書	市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限り)を添付して申請してください(1通 300 円の手数料が必要です)。

No.	書類名	確認事項
8	補助対象経費が把握できる見積書等(原則として2者以上のもの)	<p>・見積りの日付・有効期間(交付申請日が有効期間内であること)、補助対象設備の設置場所の所在地を見積書に記載するようにしてください。また、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように記載してください。</p> <p>・値引きがある場合は、補助対象経費と補助対象外経費で値引き額がわかるように記載してください。 ※「諸経費」、「現場経費」、「経費」等は内訳がわかるように記載してください。</p> <p>・申請者が初期ゼロ事業者の場合は、初期ゼロ事業者から施工事業者等の見積書を徴取してください。 ※契約締結する事業者以外の見積り依頼先は「届出済事業者」である必要はありません</p>
9	【2者以上の見積りにより難しい場合】理由書	2者以上の見積りにより難しい理由を具体的に記載してください。
10	CO2 排出削減効果の算定根拠資料	太陽光の発電量、エコキュートの省CO2 性能を踏まえた削減効果の根拠を明確にしてください。「社の都脱炭素センター」ホームページに掲載している参考様式を使用することもできます。
11	予定工程表	<p>補助対象事業の実施期間(補助対象設備ごとの工事期間、契約日、着工日、完工日、支払い日、実績報告書提出日及び導入時期等が判別できること)を把握できるもので、特に補助対象設備の整備に係る工事期間、導入時期が判別できるものとしてください(支払いの完了又は完工のいずれか遅い日が「完了日」となります)。</p> <p>【ソーラーカーポートを導入する場合】建築確認申請、地区計画の届出の予定を記入してください。</p>
12	<p>【申請者が初期費用ゼロ事業者の場合】</p> <p>・サービス利用者との契約書等の写し</p> <p>・サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類</p> <p>・本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p>	<p>・サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類については、例えば月額料金から低減する場合は、サービス期間内の低減額の合計額が補助金総額と一致していることが分かるものとしてください。</p> <p>・法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類については、サービス利用者が継続的に使用することの意思が確認できるものとしてください。</p>

No.	書類名	確認事項
13	補助対象設備の仕様書又はカタログ	<p>事業計画書や見積書と型番や能力等が一致していることを必ず確認してください。</p> <p>【ソーラーカーポートを導入する場合】耐風圧強度、耐積雪性能が確認できるものを添付してください。</p>
14	補助対象設備の設置図	<p>平面図、機器配置図にて、設備の設置場所を特定するとともに、システム系統図及び単線結線図等で各設備間のシステム構成を明確にしてください。</p> <p>また、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるものとしてください。なお、機器配置図等には、施工前写真の撮影位置及び番号に加え分電盤の設置場所を記載してください。</p> <p>【ソーラーカーポートを導入する場合】太陽光発電設備を設置する場合に必要な図面の他、ソーラーカーポートの寸法と設置場所が確認できるものを提出してください。</p>
15	施工前の写真	<p>・施工前の住宅の全景及び各設備等の設置場所の写真を提出してください。</p> <p>・各設備については、設置場所全体が写るようにしてください。また、機器配置図等に記載の撮影位置の番号と整合をとってください。なお、必ずカラー写真としてください。</p> <p>※撮影すべき写真は、本手引き P.54 以降を参考にしてください(写真シートのフォーマットは、「杜の都脱炭素センター」のホームページに掲載しています)。</p>
19	その他市長が必要と認める書類	<p>【DR/VPP事業に参加する場合】</p> <p>DR 対象機種一覧の、設置予定の設備が掲載されているページを添付してください</p> <p>・蓄電池対象機種一覧  <a href="https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/sb list.pdf">https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/sb list.pdf</a></p> <p>・高効率給湯器(エコキュート)対象機種一覧  <a href="https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/eq list.pdf">https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/sl-denka/saving/dr/eq list.pdf</a></p> <p>【初期ゼロ事業の場合】</p> <p>事業体制図を提出してください</p>

		【補助申請額の受領を事業者に委任する場合】 補助金代理受領事前届出書(様式第 12 号)を提出してください
--	--	--

※ソーラーカーポートを導入する場合、本手引きの「12. 実績報告書に必要な書類」に記載の建築基準法第 6 条第 4 項に基づく確認済証の交付を受けた後、その写しを速やかに提出してください。

【太陽光発電設備(ソーラーカーポートを含む)】

No.	書類名	確認事項
16	年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料	<p>特定の様式はありませんが、発電量及び自家消費量の計算に際して採用した試算条件(設備容量、屋根の向き、現状の電力需要量・デマンド、蓄電池の充放電量等)が分かるように記載してください。</p> <p>【イメージ】自家消費の考え方</p> <p>想定自家消費電力量は、図の「自家消費電力」にあたる部分です。なお、自家消費率は、図の「太陽光発電」に占める「自家消費電力」の割合を指します。</p>

【蓄電池】

No.	書類名	確認事項
17	蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類	<p>補助金執行団体:SIIのホームページ(URL: <a href="https://zehweb.jp/registration/battery/">https://zehweb.jp/registration/battery/</a>) にアクセスし、「条件を指定して検索する」タブを選択の上、「SII 登録型番(パッケージ型番)」で検索し、設置予定の設備がヒットした画面の写しを提出してください。</p> <p>検索してもヒットしない場合は、同ページに掲載されている令和5年度～令和7年度登録済製品一覧のエクセル内を検索してください。</p>

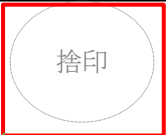
【高効率給湯器(エコキュート)】

No.	書類名	確認事項
18	既に設置している給湯機器の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真	<p>エコキュートは、既設の給湯機器と比較して省 CO2 効果のあることが補助要件です。このため、既設の給湯器の仕様(例えばエコキュートの場合は、年間給湯保温効率や年間給湯効率等、ガス・石油給湯器の場合はエネルギー消費効率・給湯効率等)が確認できるものとしてください。</p>

(3) 交付申請書(居住者が申請する場合)の記入方法

様式第1号(第8条第1項関係)

【申請者が対象住宅の居住者等の場合时使用】



仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付申請書

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。

令和8年\*月\*日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地 **仙台市泉区紫山\*丁目\*\*番地**

電話番号 **\*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\***

E-Mail **\*\*\*\*\*@\*\*\*.co.jp**

申請者の氏名又は名称 **松井 泉**

認印(シャチハタ不可。捨印と同じもの)



標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

過去に本補助金の交付を受けた場合は、過去の補助額を踏まえた上限額が適用されます

- 1 補助対象事業を実施する対象住宅の所在地及び本補助金の活用実績の有無

所在地	仙台市泉区紫山 <b>*丁目**番地</b>
本補助金の活用実績の有無	有(年度) <b>無</b>

- 2 補助対象事業に係る設備利用者のDR/V P

・ 参加 (**する** ・ しない)

DRへの参加の有無により、補助要件や補助上限額が大きく変わりますので、必ず該当するものを丸で囲んでください

※ 参加する場合は、実績報告までに東北電力

参加する場合は、供給地点特定番号を必ず記入してください(確認方法はP.35参照)

・ 【参加する場合のみ記入】対象住宅の供給地

\* \*

※ 「お客さま番号」とは異なりますので、ご注意ください。

上記設備ごとに記入した金額の合計額を記入してください。なお補助金プランによって上限額が適用される場合がありますので、ご注意ください。

- 3 申請する補助対象設

補助対象設備		交付申請額(税抜)	
太陽光発電設備	ソーラーカーポート以外	金	<b>1,000,000</b> 円
	ソーラーカーポート	金	円
蓄電池		金	<b>1,400,000</b> 円
HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)		金	<b>250,000</b> 円
高効率給湯器(自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))		金	円
既存住宅断熱改修		金	円
交付申請額合計		金	<b>2,650,000</b> 円

事業全体の目安の期間を記入してください。添付書類の「予定工程表」と整合をとり、完了日から30日以内、又は2月15日(月)までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールとしてください。

4 補助対象事業の開始及び完了の予定日

開始予定日	完了予定日
令和8年 6月 1日	令和8年 8月 31日

※開始予定日：契約日予定又は工事着工予定日のいずれか早い日

※完了予定日：工事完了予定日又は支払い完了予定日のいずれか遅い日

添付書類にチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

5 添付書類

(1) 共通

- 事業計画書(様式第2号)(事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付すること)
- 【申請者が個人の場合】住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。発行日から3か月以内のもの)
- 【申請者が民間事業者(届出済事業者を除く。)の場合】商業登記簿履歴事項全部証明書等(発行日から3か月以内のもの)
- 補助対象事業を実施する対象住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し等(発行日から3か月以内のもの)
- 【補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合】所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類
- 【補助対象事業に係る設備利用者がDR/VPP事業に参加する場合】対象住宅に係る供給地点特定番号が分かる書類
- 補助対象経費が把握できる見積書等(原則として2者以上のもの。ただし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類)
- CO2削減効果の算定根拠資料
- 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表
- 補助対象事業を実施する対象住宅の施工前の全景写真
- 【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類

・DR/VPP事業に参加する場合はDR対象機種一覧の、設置予定の設備が掲載されているページを添付してください。

(2) 設備関係

- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】補
- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】補  
置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備  
と。)又はこれに代わるもの
- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】施工前の写真
- 【太陽光発電設備】年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料
- 【蓄電池】蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類

・補助申請額の受領を事業者に委任する場合は補助金代理受領事前届出書(様式第12号)を提出してください。

- 【高効率給湯器】既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）
- 【既存住宅断熱改修】関係図面（平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表）又はこれに代わるもの
- 【既存住宅断熱改修】使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類
- 【既存住宅断熱改修】改修箇所に係る写真

## 6 誓約事項

- 導入する設備は、法令、条例等に適合して設置すること
- 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- 市から導入設備の使用状況報告の要請があった場合は速やかに対応すること
- 補助金受給完了後も、管理台帳により導入設備の善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第18条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと
- 補助対象事業を実施する対象住宅の使用電力を再エネ100%電力にすること
- 太陽光発電設備を導入する場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと
- 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助金を活用して取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- DR/VPP事業に参加する場合は、当該事業への申込状況や機器の制御状況等（匿名情報に加工したもの）について、市が東北電力株式会社に対し照会することに同意すること。
- 導入設備に関する使用状況等のデータの提供、アンケート等への回答に協力すること

**宣誓事項をよく確認してからチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。**

## 7 市税納付状況確認

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を、  
先行地域推進室が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

### ■ 個人の場合

・生年月日（昭和\*\*年 \*月 \*日）

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

・事業所所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

\_\_\_\_\_

・事業所名称・屋号

\_\_\_\_\_

### □ 法人格を有する場合

・本店や主たる事務所の所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

\_\_\_\_\_

・本店や主たる事務所の名称

（申請者と同一の場合は記入不要）

\_\_\_\_\_

・法人番号（13桁）

\_\_\_\_\_

※ 同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

### 【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

8 設備の設置等を行う者

法人等名称	株式会社***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 定禅寺 通
担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
住所又は所在地	仙台市泉区***町***丁目***番地
届出済事業者番号	***
電話番号	090-***-***
E-Mail	***@***.co.jp

設備の設置等について、住宅の居住者と契約する事業者の情報を記入してください。  
また、届出済事業者番号は「杜の都脱炭素センター」のホームページに公表しています。  
※未届け事業者による設備の設置は、原則として補助の対象外となります。

申請手続きの代行を依頼する場合は、記入してください。

携帯電話等の日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

9 手続きの代行

私は、要綱第 15 条に基づき、申請手続きについて以下の者を代理人と定め、手続きの代行を依頼します。

法人等名称	株式会社***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 定禅寺 通
担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
住所又は所在地	仙台市泉区***町***丁目***番地
届出済事業者番号	***
電話番号	090-***-***
E-Mail	***@***.co.jp

※代行業を依頼する場合のみ記入

10 申請代行者による申請者に対する説明の確認

本件の申請者より、要綱第 15 条に基づく申請手続きの代行を依頼されましたので、補助対象事業の内容、申請に当たっての誓約事項及び市税納付状況の確認に係る同意事項について十分に説明し、行政書士法第 19 条（業務の制限）に抵触しない範囲で申請手続きを代行します。

申請代行者（担当者氏名）（自署）

杜野 都

担当者氏名を自署で記入してください。

令和 8 年 1 月 1 日より、業務の制限規定における文言の追加等を行った改正行政書士法が施行されました。詳しくは下記の総務省ホームページをご参照ください。

総務省HP：

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/gyouseishoshi/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/index.html)

(4) 交付申請書(初期ゼロ事業者が申請する場合)の記入方法

様式第1号(第8条第1項関係)

【申請者が初期費用ゼロサービス事業者の場合に使用】

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付申請書

令和8年\*月\*日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地 **仙台市泉区\*\*町\*\*丁目\*\*番地**

届出済事業者番号 \*\*\*

未届けの場合は、先に届出を行ってください。

電話番号 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*

E-Mail \*\*\*\*\*@\*\*\*.co.jp

申請者の名称 **株式会社\*\*\*サービス**

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記 過去に活用実績がある場合は、過去の補助額を踏まえた上限額が適用される場合があります

1 補助対象事業を実施する対象住宅の所在地及び本補助金の活用実績の有無

所在地	仙台市泉区紫山**丁目**番地
本補助金の活用実績の有無	有( 年度) <b>無</b>

2 補助対象事業に係る設備利用者のDR/VP

DRへの参加の有無により、補助要件や補助上限額が大きく変わりますので、必ず該当するものを丸で囲んでください

・ 参加 (**する** ・ しない)

※ 参加する場合は、実績報告までに東北電力株式会社への申込を完了してください。

・ 【参加する場合のみ記入】対象住宅の供給地点特定番号(22桁、ハイフンなし)

* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *	* * * * *
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※ 「お客さま番号」とは異なりますので、ご注意ください。

3 申請する補助対象設備

上記設備ごとに記入した金額の合計額を記入してください。なお補助金プランによって上限額が適用される場合がありますので、ご注意ください。

補助対象設備		交付申請額(税抜)	
太陽光発電設備	ソーラーカーポート以外	金	<b>1,000,000</b> 円
	ソーラーカーポート	金	
蓄電池		金	<b>1,400,000</b> 円
HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)		金	<b>250,000</b> 円
高効率給湯器(自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))		金	
既存住宅断熱改修		金	
交付申請額合計		金	<b>2,650,000</b> 円

事業全体の目安の期間を記入してください。添付書類の「予定工程表」と整合をとり、完了日から30日以内、又は2月15日(月)までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールとしてください。

#### 4 補助対象事業の開始及び完了の予定日

開始予定日	完了予定日
令和8年 6月 1日	令和8年 8月 31日

※開始予定日：契約予定日又は工事着工予定日のいずれか早い日

※完了予定日：工事完了予定日又は支払い完了予定日のいずれか遅い日

添付書類にチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

#### 5 添付書類

##### (1) 共通

- 事業計画書(様式第2号)(事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付すること)
- 直近の会計年度の財務諸表(損益計算書、貸借対照表)(同一年度内に複数の事業を申請する場合は、当該年度の2件目以降の申請時は不要)
- 補助対象事業を実施する対象住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し等(発行日から3か月以内のもの)
- 【補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合】所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類
- 【補助対象事業に係る設備利用者がDR/VPP事業に参加する場合】対象住宅に係る供給地点特定番号が分かる書類
- 補助対象経費が把握できる見積書等(原則として2者以上のもの。ただし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類)
- CO2削減効果の算定根拠資料
- 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表
- 初期費用ゼロサービス利用者との契約書等の写し
- サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類及び事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- 補助対象事業を実施する対象住宅の施工前の全景写真
- 【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類

・事業体制図を提出してください。  
・DR/VPP事業に参加する場合はDR対象機種一覧の、設置予定の設備が掲載されているページを添付してください。

##### (2) 設備関係

- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】補助対象設備の仕様書又はカタログ
- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】補助対象設備の設置図(平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。)又はこれに代わるもの
- 【太陽光発電設備・蓄電池・HEMS・高効率給湯器】施工前の写真
- 【太陽光発電設備】年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料
- 【蓄電池】蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類

- 【高効率給湯器】既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）

## 6 誓約事項

- 導入する設備は、法令、条例等に適合して設置すること
- 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- 市から導入設備の使用状況報告の要請があった場合は速やかに対応すること
- 補助金受給完了後も、管理台帳により導入設備の善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第17条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと
- 太陽光発電設備を導入する場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと
- 法定耐用年数を経過するまでの間、本補助金を活用して取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと

宣誓事項をよく確認してからチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

7 市税納付状況確認

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を、  
先行地域推進室が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

個人の場合

・生年月日（        年    月    日）

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

・事業所所在地

（申請者と同一の場合は記入不要） \_\_\_\_\_

・事業所名称・屋号

\_\_\_\_\_

法人格を有する場合

・本店や主たる事務所の所在地

（申請者と同一の場合は記入不要） \_\_\_\_\_

・本店や主たる事務所の名称

（申請者と同一の場合は記入不要） \_\_\_\_\_

・法人番号（13桁）

\*\*\*\*\*

※ 同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

8 補助対象事業に係る担当者の連絡先

担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@**.co.jp

携帯電話等の日中連絡が取れる電話番号を記入ください。

9 初期費用ゼロサービス利用者による申請内容に関する確認等

初期費用ゼロサービス利用者である私は、本申請内容について、初期費用ゼロサービス事業者から説明を受け、以下のことを誓約します。

- 市が別途通知する日までに、補助対象事業を実施する対象住宅の使用電力を再エネ 100%電力にすること。
- DR/VPP事業に参加する場合は、当該事業への申込状況や機器の制御状況等（匿名情報に加工したもの）について、市が東北電力株式会社に対し照会することに同意すること。
- 導入設備に関する使用状況等のデータの提供、アンケート等への回答に協力すること。

氏 名	印
住 所	
電話番号	
E-Mail	

初期費用ゼロサービスの利用者に制度趣旨等を十分にご説明いただき、利用者本人が宣誓事項のチェック（塗りつぶし又はレ点）、押印等を行ってください。

【参考】 供給地点特定番号の確認方法(DRに参加する場合は必ず確認してください)

供給地点特定番号とは、電気の供給地点(ご契約場所)を特定するために全国一律で付番される22桁の識別番号です。別途付番される「お客様番号」とは異なりますので、ご注意ください。

なお、供給地点特定番号は、東北電力の「よりそう e ネット」等で確認することができます。

また、東北電力から送られる「電気ご使用量のお知らせ」(2021年4月にペーパーレス化しており、現在は希望者にのみ送付)にも記載されています。

以下では、「よりそう e ネット」での確認方法を参考として掲載しています。

①東北電力 HP(<https://www.tohoku-epco.co.jp/>)へアクセスします。



②ログイン ID・パスワードを入力して、よりそう e ネットへログインします。



(次ページにつづきます)

③「ご契約内容の確認」をクリックします。



④ご契約情報一覧から、DR を申込みたい住所の契約の「詳細」をクリックします。



⑤供給地点特定番号(22桁)が表示されます。



(5) 事業計画書の記入方法

様式第2号（第8条第1項）

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。



事業計画書

提出日  
(交付申請書とあわせること)

令和8年\*月\*日

申請者名 松井 泉

該当するものにチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

1 補助対象事業の概要

導入予定の補助対象設備		導入手法
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input checked="" type="checkbox"/> ソーラーカーポート以外	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
	<input type="checkbox"/> ソーラーカーポート以外	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池		<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> HEMS		<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器		<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修		

導入設備の「4 補助対象設備の内容」  
A 「補助対象経費の合計」の合計  
B 「他補助金額」の合計  
を記入してください

2 補助対象経費等の概要

事業全体		
A 補助対象経費の合計	3,975,300	円 (税抜)
B 活用予定の他補助金の合計	0	円 (税抜)
C 交付申請額の合計	2,650,000	円 (税抜)

導入設備ごとに補助率を乗じて算出した金額（千円未満切捨て）の合計を記入してください。  
なお、補助金プランのうち、「太陽光パネル・蓄電池セットプラン」及び「太陽光パネルのみプラン」の場合は、それぞれの補助上限額を超える金額を記入することはできません。この場合は、各プランの補助上限額を記入してください。

3 現在の電力使用状況

直近1年間の電力使用量 \*\*\*\*\* kWh

申請日の直近1年間の電気料金の請求書、電力会社の契約者専用ウェブサイトなどを確認して入力してください。

4 補助対象設備の内容

各設備の詳細を記載します。なお、提出するのは、申請する設備のページのみで差し支えありません。  
記入例の場合は、太陽光・蓄電池・HEMSのみの提出

本手引きの P.14 「【参考】対象経費の費目等」に基づいて記入してください

太陽光発電設備（ソーラーカーポート以外）の補助対象経費

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	**,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	**,*** 円
		現場管理費	**,*** 円
		一般管理費	**,*** 円
	付帯工事費		**,*** 円
	機械器具費		**,*** 円
測量及試験費		**,*** 円	
設備費	設備費		**,*** 円
業務費	業務費		**,*** 円
事務費	事務費		**,*** 円

A 補助対象経費の小計		1,500,100 円
B 他補助金の活用予定	他補助金名 （ ）	
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（=A-B）		1,500,100 円

<b>交付申請額【千円未満切捨て】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業全体で補助上限額を超えない場合 C×2/3または3/5</li> <li>補助事業全体で補助上限額を超える場合 算出方法の分かる書類を提出すること</li> </ul>	1,000,000 円
--	-------------

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようにご留意ください。

$1,500,100 \times 2 \div 3 = 10,000,066 \leftarrow \text{切捨て}$

※ 太陽光発電設備のみを導入する場合は、補助率は2/5となります。

一定額（35万円/kWを目安）を超えている場合は、理由等を問合せする場合があります

太陽光発電設備導入による効果等

D 発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）	** kW
E 発電出力当たりの費用単価（C÷D）	***,*** 円/kW
F パワーコンディショナの定格出力	** kW
G 年間の想定自家消費電力量	**,*** kWh
H 年間の想定発電量	**,*** kWh
I 自家消費率（G÷H×100） ※30%以上であること	45 %
J 導入設備のCO2削減効果	** t-CO2/年

カタログ等の性能が分かる添付書類と整合をとってください。

試算内容の分かる添付資料と整合をとってください。

本手引きの P.14 「【参考】対象経費の費目等」に基づいて記入してください

蓄電池の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	**,** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	**,** 円
		現場管理費	**,** 円
		一般管理費	**,** 円
	付帯工事費		**,** 円
	機械器具費		**,** 円
	測量及試験費		**,** 円
設備費	設備費		**,** 円
業務費	業務費		**,** 円
事務費	事務費		**,** 円

A 合計		2,100,100 円
B 他補助金の活用予定	他補助金名	( )
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	0 円
C 補助対象経費の合計 (=A-B)		2,100,100 円

<b>交付申請額【千円未満切捨て】</b> ・補助事業全体で補助上限額を超えない場合 $C \times 2 / 3$ ・補助事業全体で補助上限額を超える場合 算出方法の分かる書類を提出すること	<b>1,400,000</b> 円
---	-----------------------

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようにご留意ください。

$2,100,100 \times 2 \div 3 = 14,000,066 \leftarrow \text{切捨て}$

一定額（30万円を目安）を超えている場合は、理由等を問合せする場合があります

蓄電池導入による効果等

D 蓄電容量	**	kWh
E 蓄電容量当たりの費用単価 (C÷D)	***,***	円/kWh
F パワーコンディショナの定格出力	**	kW

カタログ等の性能が分かる添付書類と整合をとってください。

本手引きのP.14「【参考】対象経費の費目等」に基づいて記入してください

HEMSの補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
	測量及試験費		***,*** 円
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 合計			375,100 円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	( )
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	0 円
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			375,100 円
<b>交付申請額【千円未満切捨て】</b> ・補助事業全体で補助上限額を超えない場合 $C \times 2 / 3$ ・補助事業全体で補助上限額を超える場合 算出方法の分かる書類を提出すること			250,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

$375,100 \times 2 \div 3 = 250,066 \leftarrow \text{切捨て}$

## 12. 実績報告に必要な書類

### (1) 必要書類一覧

○:全員提出が必要 △:該当者のみ提出が必要 -:提出不要

No.	書類名	補助対象設備				チェック
		太陽光 発電設備	蓄電池	HEMS	エコ キュート	
1	実績報告書(様式第9号)	○	○	○	○	□
2	契約書等の写し	○	○	○	○	□
3	領収書の写し等	○	○	○	○	□
4	【補助対象事業に係る設備利用者がD R/VPP事業に参加する場合】 事業に参加することが分かる書類	△	△	△	△	□
5	導入した設備等に係るメーカーが発行 する以下書類の写し ・ 出荷証明書 ・ 保証書	○	○	○	○	□
6	設置後の写真	○	○	○	○	□
7	全ての太陽電池モジュールに係る出力 対比表等	○	—	—	—	□
8	導入設備の実際の設置図	○	○	○	○	□
9	【ソーラーカーポートを導入する場 合】 以下書類の写し ・ 建築基準法第6条第4項に基づく確 認済証 ・ 建築基準法第7条第5項に基づく検 査済証	△	—	—	—	□
10	【ソーラーカーポートを導入する場 合】 都市計画法第58条の2に基づく地区 計画の区域内における行為の届出に 関する適合通知書の写し	△	—	—	—	□
11	その他市長が必要と認める書類	△	△	△	△	□

【電力会社が提供する再エネメニューの申込みについて】

本手引きP. 5のコラムに記載のとおり、「脱炭素先行地域」では、住宅で使用する電力を 100%再エネ由来とする必要があり、電力会社が提供する再エネメニューを契約する必要があります。

本市の「脱炭素先行地域」の共同提案者である東北電力が提供する対象地域限定の再エネメニュー(0.6円/kWh)の契約を希望する方は、実績報告時に上記の書類に加えて、「仙台市再エネメニュー」加入申込書を必ず提出してください(「仙台市再エネメニュー」加入申込書は交付決定通知書に同封されています)。

実績報告時に申込書を提出いただければ、設備を導入した年度の翌々年度 4 月から再エネメニューが適用されます。

なお、東北電力以外の電力会社が提供する再エネメニューを契約する場合は、当該電力会社に申込方法等をお問い合わせください。また、設備導入後に、市に再エネメニューの契約状況を報告していただきます(設備導入の翌年度に市から契約状況に関する報告様式をお送りします)。

(2) 書類作成時の確認事項

【共通】

No.	書類名	確認事項
1	補助金実績報告書(様式第9号)	本手引き「12.(3)実績報告書の記入方法」をご確認ください。 注)申請者印は、交付申請時に用いたものと同じものとしてください。
2	契約書等の写し	・申請者が初期ゼロ事業者の場合は、初期ゼロ事業者が、設備の購入や設置工事に関して関係事業者と締結した契約書の写しを提出してください。 ・電子契約の場合は、電子契約したことの証明書(合意証明書、タイムスタンプ等)も提出してください。
3	領収書の写し等	申請者の氏名(フルネーム)及び設置工事に係る費用を負担したことが分かる内容を記載したものとしてください。 補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるものを一緒に提出してください(領収書に「内訳は見積番号****のとおり」等の記載があり、交付申請時の見積番号と一致する場合は、内訳不要)。 【代理受領制度を活用する場合】「総事業費:****、補助額:****、申請者負担費用:****」等と記載してください。
4	【補助対象事業に係る設備利用者がDR/VPP事業に参加する場合】 事業に参加することが分かる書類	・「よりそう e ねっと」にて、申込情報を送信した際の画面をコピーしたものを提出してください。なお、本画面は、一度離れると再表示されないため、スクリーンショットなどを忘れないよう、ご注意ください。 【画面イメージ】

		<p>※実績報告時までには、必ず東北電力へのDR参加申込を完了してください(申込が完了していない場合、交付額の確定ができません)。  ※本書類の提出がない場合は、申込み状況の確認を行うため、額の確定までにお時間をいただきますので、ご了承ください。</p>
5	導入した設備等に係るメーカーが発行する以下書類の写し ・ 出荷証明書 ・ 保証書	<b>【出荷証明書】</b> 申請者名または工事名、現場住所、出荷日、設備の型番 <b>【保証書】</b> 申請者名または工事名、現場住所、設備の型番、新品であること
8	導入設備の実際の設置図	平面図、機器配置図にて、設備の設置場所を特定するとともに、システム系統図及び単線結線図等で各設備間のシステム構成を明確にしてください。 また、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるものとしてください。 なお、機器配置図等には、設置後の写真の撮影位置及び番号に加え分電盤の設置場所を記載してください。 <b>【ソーラーカーポートを導入する場合】</b> 確認申請図書の写し(配置図、平面図、立面図)を提出してください。
11	その他市長が必要と認める書類	<b>【補助申請額の受領を事業者に委任する場合】</b> 補助金代理受領委任状(様式第 14号)を提出してください

【太陽光発電設備(ソーラーカーポートを含む)】

No.	書類名	確認事項
6	設置後の写真	<p>導入設備の次の部分について、必ず撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての太陽電池モジュール</li> <li>・パワーコンディショナ</li> <li>・ソーラーカーポート本体(ソーラーカーポートを導入する場合に限る)</li> </ul> <p>なお、太陽電池モジュールは、7で提出する出力対比表等と、パワーコンディショナは5で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを確認するため、銘板等も必ず写してください。なお必ずカラー写真としてください。</p> <p>加えて、機器配置図等に記載の撮影位置の番号と整合をとってください。</p>
7	全ての太陽電池モジュールに係る出力対比表等	—
9	<p>【ソーラーカーポートを導入する場合】</p> <p>以下書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第6条第4項に基づく確認済証</li> <li>・建築基準法第7条第5項に基づく検査済証</li> </ul>	<p>確認済証は、交付を受けた後、その写しを速やかに提出してください。</p>
10	<p>【ソーラーカーポートを導入する場合】</p> <p>都市計画法第58条の2に基づく地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書の写し</p>	—

【蓄電池】

No.	書類名	確認事項
6	設置後の写真	<p>導入設備の次の部分について、必ず撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池本体</li> <li>・パワーコンディショナ</li> <li>・蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ</li> </ul> <p>なお、5で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを確認するため、銘板等も必ず写してください。なお必ずカラー写真としてください。</p> <p>加えて、機器配置図等に記載の撮影位置の番号と整合をとってください。</p>

【高効率給湯器(エコキュート)】

No.	書類名	確認事項
6	設置後の写真	<p>導入設備の次の部分について、必ず撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒートポンプユニット</li> <li>・貯湯ユニット</li> </ul> <p>なお、5で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを確認するため、銘板等も必ず写してください。なお必ずカラー写真としてください。</p> <p>加えて、機器配置図等に記載の撮影位置の番号と整合をとってください。</p>

【HEMS】

No.	書類名	確認事項
6	設置後の写真	<p>導入設備の次の部分について、必ず撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測ユニット(名称の如何に関わらず、電力量を計測するために必要な機器)</li> <li>・HEMS 本体(スマートフォン等のアプリ機能のみの場合 は不要)</li> </ul> <p>なお、5で提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを確認するため、銘板等も必ず写してください。なお必ずカラー写真としてください。</p> <p>加えて、機器配置図等に記載の撮影位置の番号と整合をとってください。</p>

### (3) 実績報告書の記入方法

様式第9号（第12条関係）

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金実績報告書

令和8年\*月\*日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地 **仙台市泉区紫山\*丁目\*\*番地**

電話番号 **\*\*\*-\*\*\*-\*\*\***

E-Mail **\*\*\*\*\*@\*\*\*.co.jp**

申請者の氏名又は名称 **松井 泉**

**令和8年\*月\*日**付け仙台市(**R\*環脱先**)指令第**\*\***号により交付決定を受けた補助事業について、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

交付決定通知書に記載されている情報を転記してください。

#### 1 補助事業の実績を報告する対象住宅の所在地

仙台市泉区紫山**\*丁目\*\*番地**

該当するものにチェック(塗りつぶし又はレ点)を入れてください。

#### 2 補助対象事業の概要

導入した補助対象設備		導入手法
■ 太陽光発電設備	■ ソーラーカーポート以外	■ 購入 □ 電力販売 □ リース
	□ ソーラーカーポート	□ 購入 □ 電力販売 □ リース
■ 蓄電池		■ 購入 □ 電力販売 □ リース
■ HEMS		■ 購入 □ 電力販売 □ リース
□ 高効率給湯器		□ 購入 □ リース
□ 既存住宅断熱改修		□ 申請者実施

#### 3 補助対象経費等の概要

事業全体		
A 補助対象経費の合計	<b>3,975,300</b>	円(税抜)
B 活用する他補助金の合計	<b>0</b>	円(税抜)
C 交付決定額の合計	<b>2,650,000</b>	円(税抜)

4 補助事業の開始及び完了の日

開始日 令和8年\*月\*日 完了日 令和8年\*月\*日

5 交付決定又は変更承認の内容から変更があった場合の変更内容

開始日：変更前 令和\*年\*月\*日 変更後 令和：\*年\*月\*日  
HEMS の設置位置を台所からリビングに変更  
金額の増減なし

切替予定の再エネ 100%電力プランの名称を記載してください（東北電力の契約プランは「仙台市再エネ電気 [実質再エネ]」となります）。

切替月は、遅くとも補助金を活用して設備を導入した年度の翌々年度4月としてください。

6 再エネ100%電力の契約（予定）状況

再エネメニュー切替月	年 月（予定：令和10年4月）
契約先（電力会社）	**電力
契約プラン	***スマートプラン

【補助事業者が東北電力の提供する再エネメニューを申し込む場合】  
以下のことを誓約します。

市が電力供給の契約状況を東北電力株式会社に対し照会することに同意すること

【補助事業者が初期費用ゼロサービス事業者であるの提供する再エネメニューを申し込む場合】  
以下のことを誓約します。

市が電力供給の契約状況を東北電力株式会社に対し照会することに同意すること

初期費用ゼロサービス利用者の氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

内容をよく確認して、チェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。申請者が初期ゼロ事業者の場合、利用者本人が宣誓事項のチェック（塗りつぶし又はレ点）、押印等を行ってください。

7 DR/VPP事業への参加申込状況（当該事業に参加しない場合は記入不要）

申込完了年月 令和9年\*月

※ 申込完了後に実績報告を行ってください。

申込が完了していない場合は、受理されません。

8 添付書類

(1) 共通

添付書類にチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

- 契約書等の写し（補助事業者が初期費用ゼロサービス事業者の場合にあっては、当該初期費用ゼロサービス事業者と設備の施工等を行う事業者との間で締結される契約書又はこれに代わるもの）

- 領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの
- 補助事業に係る設備利用者がDR/VPP事業に参加する場合は、当該事業に参加することが分かる書類
- 導入した設備等に係るメーカーが発行する出荷証明書、納品書又は保証書等の写し
- 【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類( )

(2) 設備関係

- 【太陽光発電設備】導入設備の次の部分について、設置後の写真
  - ア 全ての太陽電池モジュール
  - イ パワーコンディショナ（出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）
  - ウ ソーラーカーポート本体（ソーラーカーポートを導入する場合に限る）
- 【太陽光発電設備】全ての太陽電池モジュールに係る出力対比表等
- 【太陽光発電設備】導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの
- 建築基準法第6条第4項に基づく確認済証、同第7条第5項に基づく検査済証、都市計画法第58条の2に基づく地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書の写し（ソーラーカーポートを導入する場合に限る）
- 【蓄電池】導入設備の次の部分について、設置後の写真（出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）
  - ア 蓄電池本体
  - イ パワーコンディショナ
  - ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ
- 【蓄電池】導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの
- 【HEMS・高効率給湯器】導入設備について、設置後の写真（出荷証明書等の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）
- 【HEMS・高効率給湯器】導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの
- 【既存住宅断熱改修】補助事業の実施状況を示す写真
- 【既存住宅断熱改修】補助事業者が買取再販事業者等であって、補助事業を実施した住宅を住宅購入者に販売する場合、本要綱による補助金相当分が住宅購入者に還元されたことが分かる書類

8 補助対象設備の内容

次ページから、各設備の詳細を記載します。なお、提出するのは、申請する設備のページのみで差し支えありません。記入例の場合は、太陽光・蓄電池・HEMSのみの提出

本手引きのP.14「【参考】対象経費の費目等」に基づいて記入してください

太陽光発電設備（ソーラーカーポート以外）の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	**,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	**,*** 円
		現場管理費	**,*** 円
		一般管理費	**,*** 円
	付帯工事費		**,*** 円
	機械器具費		**,*** 円
測量及試験費		**,*** 円	
設備費	設備費		**,*** 円
業務費	業務費		**,*** 円
事務費	事務費		**,*** 円
A 補助対象経費の小計			1,500,100 円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	( )
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計（=A-B）			1,500,100 円
<b>交付申請額【千円未満切捨て】</b> ・補助事業全体で補助上限額を超えない場合 $C \times 2/3$ または $3/5$ ・補助事業全体で補助上限額を超える場合 算出方法の分かる書類を提出すること			1,000,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようにご注意ください。

$1,500,100 \times 2 \div 3 = 10,000,066 \leftarrow$ 切捨て

※ 太陽光発電設備のみを導入する場合は、補助率は3/5となります。

太陽光発電設備導入による効果等

D 発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）	**	kW
E 発電出力当たりの費用単価（C÷D）	***,***	円/kW
F パワーコンディショナの定格出力	**	kW
G 年間の想定自家消費電力量	***	kWh
H 年間の想定発電量	***	kWh
I 自家消費率（G÷H×100） ※30%以上であること	45	%
J 導入設備のCO2削減効果	**	t-CO2/年

本手引きのP.14「【参考】対象経費の費目等」に基づいて記入してください

蓄電池の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	*,***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	**,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	**,*** 円
		現場管理費	**,*** 円
		一般管理費	**,*** 円
	付帯工事費		**,*** 円
	機械器具費		**,*** 円
測量及試験費		**,*** 円	
設備費	設備費		**,*** 円
業務費	業務費		**,*** 円
事務費	事務費		**,*** 円
A 合計			2,100,100 円
B 他補助金の活用予定	他補助金名	( )	
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	0 円	
C 補助対象経費の合計（=A-B）			2,100,100 円
<b>交付申請額【千円未満切捨て】</b> ・補助事業全体で補助上限額を超えない場合 $C \times 2 / 3$ ・補助事業全体で補助上限額を超える場合 算出方法の分かる書類を提出すること			1,400,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

$2,100,100 \times 2 \div 3 = 14,000,066 \leftarrow \text{切捨て}$

蓄電池導入による効果等

D 蓄電容量	**,** kWh
E 蓄電容量当たりの費用単価（C÷D）	***,*** 円/kWh
F パワーコンディショナの定格出力	**,** kW

本手引きの P.14 「【参考】対象経費の費目等」に基づいて記入してください

HEMSの補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	**,*** 円
		直接経費	**,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	**,*** 円
		現場管理費	**,*** 円
		一般管理費	**,*** 円
	付帯工事費		**,*** 円
	機械器具費		**,*** 円
	測量及試験費		**,*** 円
設備費	設備費		**,*** 円
業務費	業務費		**,*** 円
事務費	事務費		**,*** 円
A 合計			375,100 円
B 他補助金の活用予定	他補助金名	( )	
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額		0 円
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			375,100 円
<b>交付申請額【千円未満切捨て】</b> ・補助事業全体で補助上限額を超えない場合 $C \times 2 / 3$ ・補助事業全体で補助上限額を超える場合 算出方法の分かる書類を提出すること			250,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

$375,100 \times 2 \div 3 = 250,066 \leftarrow \text{切捨て}$

### 13. 補助金の交付

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でご確認をお願いします。

なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで14日程度期間を要する場合があります。特に年末と年度末は会計処理が集中するため、振り込みまでお時間をいただく場合があります。

【請求書記載例 通常の場合】

様式第 11 号（第 16 条関係）

額確定通知書の発行日以降の日にち

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付請求書

令和\*年\*月\*日

(あて先) 仙台市長

〒\*\*\*-\*\*\*  
 申請者の住所又は所在地 仙台市東区紫山\*丁目\*\*番地  
 電話番号 \*\*\*-\*\*\*-\*\*\*  
 E-Mail \*\*\*\*\*@\*\*\*.co.jp  
 申請者の氏名又は名称 松井 泉

交付額確定通知書を確認の上ご記入ください

令和\*年\*月\*日付仙台市(R\*環脱先)指令第\*\*号で交付額の確定の通知がありました標記の補助金について、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称	仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)
2 交付確定額	金 <u>2,500,000 円</u>
3 請求額	金 <u>2,500,000 円</u>

交付額確定通知書の「補助金の交付確定額」と同じ金額

「支店」の場合は「支」をご記入ください。「店」がつかない場合は「店」を削除(見え消しも可)してください

振込先銀行	*** 銀行										*** 支店						
	1 普通 2 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7								
口座名義	フリガナ	マ ツ イ	イ ズ ミ														
	松井 泉																

口座番号は7桁でご記入ください

※口座の名義や番号を確認できるもの(通帳の写し等)を添付してください。

銀行名、店名、種類、口座番号、名義が確認できるインターネットバンキングの画面のスクリーンショットも可

## 14. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、補助金により取得した設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、本市へ財産処分承認申請書(様式第16号)を提出し、承認を受けなければなりません(※)。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。事前に仙台市環境局先行地域推進室までお問い合わせください。

※ 取得単価が50万円未満の財産は処分制限対象外ですが、補助事業の完了後においても管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。

## 15. 自家消費割合の報告

太陽光発電設備に係る補助事業者は、自家消費割合実績報告書(様式第17号)の提出が必要です。本市から提出についてのご案内を通知しますので、指定された期日までに提出してください。

## 16. 再エネ100%電力契約状況の報告

補助事業により設置した設備利用者等は、本市から提出を求められた場合、本市が指定する期日までに、再エネ100%電力契約状況報告書(様式第18号)の提出が必要です。

## 17. 補助事業完了後の市への協力

補助事業が完了した方に対しては、補助事業の効果を確認するため、導入した設備の使用状況等のデータの提供にご協力いただくことがあるほか、市が取り組んでいる「脱炭素都市づくり」や「資源循環都市づくり」の推進に向け、当該事業に関するアンケート等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

## 18. 添付する写真撮影時の注意点

- ・ 導入設備の設置個所が確認できるカラーの写真を提出してください。
- ・ メーカーや銘板が判別できる写真についても撮影し、提出してください。

住宅全景	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>交付申請</p><div style="text-align: center; margin-top: 50px;"><h1>住宅の全景写真</h1></div></div>	現場名 <b>**棟邸 太陽光等工事</b>
	撮影場所 <b>住宅南側歩道</b>
	工事内容 <b>施工前</b>
	<b>住宅全景</b>
	No.* (どの場所かわかるように 写真と図面对応する番号を記入)
撮影日 <b>令和*年*月*日</b>	

## 太陽光発電設備（ソーラーカーポート）

交付申請

カーポート①  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所

工事内容 施工前

型番：\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

カーポート①  
設置後

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所

工事内容 施工後

型番：\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

## 太陽光発電設備

交付申請

太陽電池  
モジュール①  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 南側屋根

工事内容 施工前

型番：\*\*\*\* (\*\*\*W)

\*\*\*W×\*\*枚

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面対応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

太陽電池  
モジュール①  
設置後

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 南側屋根

工事内容 施工後

型番：\*\*\*\* (\*\*\*W)

\*\*\*W×\*\*枚

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面対応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

交付申請

太陽電池  
モジュール②  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側屋根

工事内容 施工前

型番:\*\*\*\* (\*\*W)

\*\*\*W×\*\*枚

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

太陽電池  
モジュール②  
設置後

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側屋根

工事内容 施工後

型番:\*\*\*\* (\*\*W)

\*\*\*W×\*\*枚

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

交付申請

パワー  
コンディショナ  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工前

パワーコンディショナ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

パワー  
コンディショナ  
設置後  
(機器全体)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工後(機器全体)

パワーコンディショナ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

パワー  
コンディショナ  
設置後  
(銘板)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工後(銘板写真)

パワーコンディショナ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

## 蓄電池

交付申請

蓄電池本体  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工前

型番：\*\*\*\* (\*\*\*kWh)

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

蓄電池本体  
設置後  
(機器全体)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工後(機器全体)

型番：\*\*\*\* (\*\*\*kWh)

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

蓄電池本体  
設置後  
(銘板)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工後(銘板)

型番：\*\*\*\* (\*\*\*kWh)

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

交付申請

パワー  
コンディショナ  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工前

パワーコンディショナ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面対応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

パワー  
コンディショナ  
設置後  
(機器全体)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工後(機器全体)

パワーコンディショナ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面対応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

パワー  
コンディショナ  
設置後  
(銘板)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工後(銘板写真)

パワーコンディショナ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面対応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

交付申請

DC/DC  
コンバータ  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工前

DC/DCコンバータ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

DC/DC  
コンバータ  
設置後  
(機器全体)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工後(機器全体)

パワーコンディショナ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

DC/DC  
コンバータ  
設置後  
(銘板)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 西側外壁

工事内容 施工後(銘板)

パワーコンディショナ

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

# HEMS

交付申請

HEMS本体  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 1階リビング

工事内容 施工前

型番：\*\*\*\*\*

No.\* (どの場所かわかるように  
写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

HEMS本体  
設置後  
(機器全体)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 1階リビング

工事内容 施工後 (機器全体)

型番：\*\*\*\*\*

No.\* (どの場所かわかるように  
写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

HEMS本体  
設置後  
(銘板)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 1階リビング

工事内容 施工後 (銘板)

型番：\*\*\*\*\*

No.\* (どの場所かわかるように  
写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

交付申請

計測機器  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 1階脱衣所

工事内容 施工前

計測機器

型番:\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面对应する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

計測機器  
設置後  
(機器全体)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 1階脱衣所

工事内容 施工後(機器全体)

計測機器

型番:\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面对应する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

計測機器  
設置後  
(銘板)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 1階脱衣所

工事内容 施工後(銘板写真)

計測機器

型番:\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面对应する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

## 高効率給湯器（エコキュート）

交付申請

既存設備  
(機器全体)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 北側外壁付近

工事内容 既存設備（機器全体）

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

交付申請

既存設備  
(銘板写真)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 北側外壁付近

工事内容 既存設備（銘板）

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

交付申請

機器設置場所  
設置前

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 北側外壁付近

工事内容 施工前

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

機器全体  
設置後

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 北側外壁付近

工事内容 施工後(機器全体)

型番：\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように  
写真と図面对応する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

貯湯ユニット  
設置後  
(銘板)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 1階脱衣所

工事内容 施工後 (銘板写真)

計測機器

型番:\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对应する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日

実績報告

ヒートポンプ  
ユニット  
設置後  
(銘板)

現場名 \*\*様邸 太陽光等工事

撮影場所 1階脱衣所

工事内容 施工後 (銘板写真)

計測機器

型番:\*\*\*\*\*

No.\*(どの場所かわかるように

写真と図面对应する番号を記入)

撮影日 令和\*年\*月\*日